

# 厚生委員会陳情説明資料

令和5年9月27日

| 件名   | 頁 |
|--|---|
| 1 受理番号35 区内に今後新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制として適正管理することを区に求めるとともに、区外既存の民営火葬場に関して同様な法整備を求める意見書を都や国に提出することを求める陳情 | 2 |

(衛生部)

|        |   |
|--------|---|
| 件名     | <b>受理番号 35</b><br><b>区内に今後新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制として適正管理することを区に求めるとともに、区外既存の民営火葬場に関して同様な法整備を求める意見書を都や国に提出することを求める陳情</b>  |
| 所管部課名  | 衛生部足立保健所生活衛生課   |
| 陳情の要旨  | 今後区内に新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制とし、区として火葬場運営や火葬料金を適正化するとともに、区民が現在利用している区外既存の民営火葬場に関して、同様な法整備をするよう求める意見書を都や国に提出すること。  |
| 陳情者等   | 請願文書表のとおり   |
| 内容及び経過 | <p><b>1 火葬場に関する法令</b></p> <p>(1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）</p> <p>ア 第10条により、火葬場を經營しようとする者は、特別区においては区長の許可を受けなければならない。</p> <p>イ 第18条により、区長は必要があれば火葬場の立ち入り検査等を行うことができる。</p> <p>ウ 第19条により、区長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な場合、火葬場の使用制限や禁止の命令、許可の取り消し等ができる。</p> <p>※ 足立区保健所長委任規則第1条第1項第18号の規定により、上記区長事務は保健所長に委任されている。</p> <p>(2) 足立区墓地等の經營許可等に関する条例（平成24年3月28日条例第21号）</p> <p>ア 第3条により、火葬場の經營主体を地方公共団体、宗教法人、公益社団法人又は公益財団法人に限定している。</p> <p>イ 第4条により、火葬場を經營しようとする者は区長の許可を受けなければならない。</p> <p>ウ 第6条により、火葬場の經營許可申請の審査を行うにあたっては、区長は、火葬場の經營の永続性、安定性及び非営利性ならびに周辺環境との調和等、公衆衛生その他公共の福祉を考慮するものとする。</p> <p>エ 第15条により、火葬場の設置場所を規定している。</p> <p>オ 第16条により、火葬場の構造設備基準を規定している。</p> <p>カ 第17条により、火葬場の衛生上の管理について規定している（老朽化したときは、速やかに修復等をおこなうことや常に清潔に保ち、緑地等の手入れを怠らないこと等）。</p> |

## 2 火葬場に関する国の通知

- (1) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて(昭和43年4月5日厚生省環境衛生局環境衛生課長通知)

火葬場の経営主体については、永続性と非営利性を確保するため、原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難しい事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限るとされている。

※ 歴史的背景により、営利企業が経営している現状がある。

- (2) 火葬場の経営・管理について(令和4年11月24日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡)

「株式会社により経営されている火葬場(墓地埋葬法制定前に設立されたもの)において、グループ企業が葬儀を執り行ったり、火葬料金が相次いで引きあげられている」などの報道を受けて、各自治体に向け、適正な火葬場の経営・管理について指導監督の徹底を求める事務連絡を发出している。

## 3 23区内および近隣の火葬場の現状(別紙のとおり)

足立区内に火葬場はないため、足立区民は近隣の火葬場を利用している。

## 4 他区における民間火葬場の実態調査結果

特別区長会の下命を受け、令和4年度に民間火葬場(6箇所)の実態について、当該火葬場を所管する区の保健所が事実確認を行ったが、公益目的に反する行為は認められず、特段の指摘事項はなかった。

|   | 調査項目                    | 結果  |
|---|-------------------------|---|
| 1 | 新型コロナウイルス感染症関連の取り扱いについて | 令和5年1月6日付、厚生労働省のガイドライン改訂に基づき、同年1月14日から全6か所の火葬場で対応している。それ以前は、2か所のみで対応していた。 |
| 2 | 火葬場利用の他社との公平性について       | 火葬場利用の予約については先着順となっており、グループ関連会社の優位性は認められなかった。                             |
| 3 | 燃料サーチャージについて            | 高騰を続けるガス、電気料金にかかる費用の補填のため、やむなく燃料サーチャージの徴収を実施している。                         |

## **5 問題点**

- (1) 火葬場に対する設置許可や指導は、火葬場が立地する自治体が有するものである。
- (2) 火葬料金については墓地、埋葬等に関する法律による規制がなく、保健所が直接指導することは困難である。

## **6 今後の方針**

特別区主管課長会において、情報を共有するとともに、民間火葬場のあり方について議論を深めていく。

## 東京23区内の火葬場の現状

令和5年8月25日現在

|    | 火葬場名  | 所在地         | 運営事業者  | 火葬料金<br>(区民葬儀を除き最も<br>安価なもの) | 燃料<br>サーチャージ   |
|----|-------|-------------|--|------------------------------|--|
| 1  | 町屋斎場  | 荒川区<br>町屋   | 東京博善(株)  | 75,000円                      | 2022年6月1日より「燃料費特別付加<br>火葬料」を設けている。<br>※2023年4月～7歳以上12,200円 |
| 2  | 落合斎場  | 新宿区<br>上落合  |  |                              |  |
| 3  | 代々幡斎場 | 渋谷区<br>西原   |  |                              |  |
| 4  | 四ツ木斎場 | 葛飾区<br>白鳥   |  |                              |  |
| 5  | 桐ヶ谷斎場 | 品川区<br>西五反田 |  |                              |  |
| 6  | 堀ノ内斎場 | 杉並区<br>梅里   |  |                              |  |
| 7  | 瑞江葬儀所 | 江戸川区<br>春江町 | (公財)東京都公園協会                                    | 都民 59,600円<br>一般 71,520円     | ホームページ上は確認できず  |
| 8  | 臨海斎場  | 大田区<br>東海   | 臨海部広域斎場組合<br>※港区、品川区、目黒区、大田区、<br>世田谷区による一部事務組合 | 一般 88,000円<br>組織区民 44,000円   |  |
| 9  | 戸田葬祭場 | 板橋区<br>船渡   | (株)戸田葬祭場                                       | 80,000円                      |  |
| 参考 | 谷塚斎場  | 埼玉県<br>草加市  | 聖典(株)  | 74,000円                      | ホームページ上は確認できず  |
| 参考 | 日華斎場  | 東京都<br>府中市  | (株)日華  | 90,000円                      | ホームページ上は確認できず  |

※区民火葬場（上記1～6、9、谷塚斎場）の火葬料金は区民葬儀の場合いずれも59,600円